

## ○ ICAO(第14付属書4.3)

制限表面の範囲外の地域の物件(航空当局が設定した高さの物件:我が国は60m以上)については

- \* 航空機の運航への影響に関する航空調査のために、航空当局と協議が必要。
- \* 少なくとも地上標高から150m以上の高さの物件は、特別な航空調査により、当該物件が航空機に対して危険を与えるものでないことが示されない限り、障害物とみなすべき。

## ○ 諸外国(米、独、仏、英、加)での取扱

- \* 架空線用昼間障害標識(標示物)の基準あり。
- \* 設置の必要性は航空調査の結果で判断。
- \* 架空線用航空障害灯の基準は米のみ、他国はなし。
- \* 標示物設置以外の方策(鉄塔への閃光灯設置等)が採用されている可能性もある。

## I C A O (第14付属書4.3)

- ①主務当局により制定された高さ以上の物件については、航空調査実施のため協議されるべき。
- ②少なくとも、150 m以上の物件は、航空調査により航空機に対して危険を与えるものでないことが示されない限り障害物と見なすべきとともに、当該物件への航空障害灯及び昼間障害標識の設置を勧告。
- ③航空調査により川、峡谷、高速道路を横断する架空線、ケーブル等が航空機への危険となることが示されているならば、その架空線又はケーブルは、標識すべきであり、またそれらを支持する塔は、標識し、かつ、照明すべきである。

## 諸外国（米、独、仏、英、加）での取扱

	米	独	仏	英	加	わが国
設置基準高さ	60m	原則100m 但し場所によっては より低高度から設置 義務有り	原則80m	原則150m	VFR経路では90m 但し45m以上で例 有り	60m
架空線用昼間障害標識	標示物	標示物	標示物	標示物	標示物	標示物
標示物の大きさ	90cmないし50cm	径1mの円錐2個つな ぎ⇒60m	面積0.2m <sup>2</sup> の球体 (=直径50cm)	具体的規定無し	50cm⇒30m間隔 75cm⇒45m間隔	50cm以上
標示物間隔	61m	60cm球⇒40m	52.5m但し制限表面 下は35m	具体的規定無し	150cm⇒120m間隔	45m
色	黄赤、白又は黄色	黄赤又は黄赤／白	白、赤交互	規定無し	黄赤/白交互 又は黄赤	黄赤、赤、又は白
架空線用障害灯基準	低光度灯基準準用	無し	無し	無し	無し	無し
設置状況	FAA障害物件データ によれば200箇所以 上で措置	AIP情報によれば約3 0箇所措置	不明	不明	不明	3箇所

注：設置状況で示した物件への具体的方策として、架空線への標示物設置以外の方策（鉄塔への閃光灯設置等）が採られている可能性もある。